

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

### 奈良県人事委員会規則第二十三号

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十一号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第四条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 給与条例 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）をいう。
- 二 初任給規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）をいう。
- 三 切替日 平成二十七年四月一日をいう。
- 四 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 五 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 六 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - ア 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八條第二項又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号。以下「分限条例」という。）第二条若しくは第二条の二の規定により休職にされていた期間
  - イ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月奈良県条例第二十八号）第二条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月奈良県条例第二十号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定による育児休業をしていた期間

オ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業をしていた期間

カ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第二条の規定による配偶者同行休業をしていた期間

キ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第十四条に規定する負傷若しくは疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における特別休暇又は勤務時間条例第十五条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

七 復職時調整 初任給規則第四十三条、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）第八条又は配偶者同行休業条例第十条の規定による号給の調整をいう。

八 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない県職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

（平成二十七年改正条例附則第四条第一項の人事委員会規則で定める職員）

**第三条** 平成二十七年改正条例附則第四条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- 二 切替日以降に降格をした職員
- 三 切替日以降に降給（職員の号給を分限条例第三条の規定により同一の職務の級の下の号給に変更すること。以下同じ。）をした職員
- 四 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- 五 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。以下同じ。）を開始し、又は終了した職員
- 六 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(平成二十七年改正条例附則第四条第三項の規定による給料の支給)

**第四条** 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(以下「特定職員」という。)を除く。)であつて、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額とこれに対する地域手当の額との合計額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額とこれに対する現に在勤する地域に係る平成二十七年改正条例による改正前の給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)(第十一条の二の規定による地域手当の額との合計額に達しないこととなるものには、平成三十年三月三十一日までの間、その当該各号に定める額とその者に適用される給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額との差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第四条第三項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)

切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において適用されることとなる給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額に相当する額

二 降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)

又は降給をした場合 切替日の前日においてその者に適用されていた給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額に相当する額から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降給後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降給を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第五号に掲げる場合を除く。)

切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において適用されることとなる給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 切替日の前日においてその者に適用されて

いた給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替日の前日においてその者に適用されていた給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額とこれに対する地域手当の額との合計額が人事委員会の定める額とこれに対する現に在勤する地域に係るものには、平成三十年三月三十一日までの間、その人事委員会の定める額とその者に適用される給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額との差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第四条第三項の規定による給料として支給する。

（平成二十七年改正条例附則第四条第四項の規定による給料の支給）

**第五条** 人事交流等職員（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額とこれに対する地域手当との合計額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合において適用されることとなる給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額。以下同じ。）とこれに対する現に在勤する地域に係る改正前の給与条例第十一条の二の規定による地域手当の額との合計額に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、その者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において適用されることとなる給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額に相当する額とその者に適用される給料表の職務の級及び号給に基づく給料月額との差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第四条第四項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、平成三十年三月三十一日までの間、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十七年改正条例附則第四条第三項の規定による給料の額に相当する額を、同条第四項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

**第六条** 平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができるとする。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。